

建設技術審査証明書

技術名称：PML工法
(下水道マンホールの更生工法)



審査証明第 1426 号

(開発の趣旨)

近年、老朽化した下水道管きよの更生工事が、全国的に数多く施工され始めており、また、下水道管きよ本管部を更生する際に、マンホールも更生が必要と考える地方自治体も増え始めている。

PML工法は、円形・非円形いずれのマンホールでも施工でき、表面部材にポリエチレンを使用する事により耐薬品性に優れ、日本下水道事業団「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル 平成24年4月」で定めるシートライニング工法「D種」の品質規格にも適合したマンホールの更生ができる工法として開発した。

(開発目標)

本技術の開発目標は、次に示すとおりである。

- (1) 施工性：1～3号マンホールおよび特殊形状のマンホールに対して施工が可能であること。
- (2) 耐荷能力：更生後のマンホールは、「下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール (JSWAS A-11)」と同等以上の軸方向耐圧強さ、側方曲げ強さを有すること。
- (3) 耐薬品性：PMLライナーおよびパネルは、「下水道用ポリエチレン管 (JSWAS K-14)」と同等以上の耐薬品性を有すること。
- (4) 耐摩耗性：PMLライナーおよびパネルは、「下水道用硬質塩化ビニル管 (JSWAS K-1)」と同等以上の耐摩耗性を有すること。
- (5) 水密性：PMLライナーおよびパネルは、0.1 MPaの内外水圧および外水圧に耐える水密性を有すること。
- (6) 表面部材の品質性能：PMLライナーおよびパネルは、日本下水道事業団「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル 平成24年4月」シートライニング工法「D種」の品質規格に適合する品質を有すること。
- (7) 充てん材の強度特性：充てん材の圧縮強度が45 N/mm以上の強度を有すること。

(公財)日本下水道新技術機構の建設技術審査証明事業(下水道技術)実施要領に基づき、依頼のあった「PML工法」の技術内容について以下のとおり証明する。

なお、この技術は2010年3月8日に審査証明を取得し、変更された技術である。

2015年3月10日

建設技術審査証明事業実施機関

公益財団法人 日本下水道新技術機構

理事長 石川忠男



記

1. 審査の結果

上記すべての開発目標を満たしていると認められる。

2. 審査証明の前提

- (1) 提出された資料には事実と反する記載がないものとする。
- (2) 本技術に使用する材料は、適正な品質管理のもとで製造されたものとする。
- (3) 本技術の施工は、PML工法施工要領に従い、適正な施工管理のもとで行われるものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者から提出のあった開発目標に対して設定した審査方法により確認した範囲とする。

4. 審査証明の詳細

(建設技術審査証明(下水道技術)報告書参照)

5. 審査証明の有効期限 2020年3月31日

6. 審査証明の依頼者

エフアールビーサポートサービス株式会社 (兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町2番44号)
株式会社 オクムラ道路 (大阪府大阪市港区弁天6丁目1番3号)
泉都興業株式会社 (大阪府堺市北区東浅香山町1丁49番地)
大幸道路管理株式会社 (兵庫県神戸市兵庫区島上町2丁目2-22-2F)
タキロンエンジニアリング株式会社 (大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号)